## 笛吹市告示第 D11号

## 捕獲犬の抑留について

笛吹市犬取締条例第3条第1項により、犬を捕獲抑留したので同条第2項の定めるところにより公示する。

犬の所有者は、10月29日までに笛吹市役所本庁にて引き取りの手続きをしてください。

記

2. 捕獲場所 笛吹市石和町四日市場地内

3. 犬の特徴 柴犬風 雄 中型 茶色 赤色の首輪

4. 抑留期間 令和7年10月27日より3日間

5. 抑留場所 笛吹市役所 本庁

令和7年10月27日

笛吹市長 山下 政樹